

令和4年度

第2回

# 原爆被爆者 定期一般健康診断

被爆者健康手帳をお持ちの方の健康管理を目的として、  
年2回定期健康診断を実施します。

問い合わせ  
保健医療課 ☎59-2153



## 定期健康診断

今年度は、集団健診と個別健診実施します。希望する方は、集団か個別のいずれかの方法で受診してください。なお、対象者には10月末に個別に通知しています。

## 集団健診 個別健診 共通事項

① 受診時は、被爆者健康手帳または健康診断受診者証を提示してください。

② 交通手当が支給される場合には説明書と申請書を同封していただきます。受診前に確認してください。

## 希望による健康診断

定期健康診断のほかに「希望による健康診断」（検査項目は定期健康診断と同じ）を年2回受診することができま。また、「希望による健康診断」のうち、1回は「がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・多発性骨髄腫）」に替えることができます。

希望による健康診断を実施している医療機関は県被爆者支援課支援グループ（☎082-513-3116）へ問い合わせてください。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、健診の延期・中止の可能性もあります。

## 被爆二世健診について

問い合わせ  
県被爆者支援課 ☎082-513-3116

被爆二世の方の健康管理に役立てていただくため、健康診断を実施します。

## 対象

両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する県内に居住する方。

- 広島被爆：昭和21年6月1日以降に生まれた方
- 長崎被爆：昭和21年6月4日以降に生まれた方

## 実施期間

令和5年2月28日(火)まで  
※精密検査は令和5年3月10日(金)まで

## 健診場所

リーフレット「令和4年度被爆二世健診のお知らせ」に掲載の実施医療機関一覧のうち、希望する医療機関で受診できます。

健診費用 無料

## 申し込み

専用はがきに必要事項を記入し、令和5年1月31日(火)までに県被爆者支援課へ。専用はがきは、保健医療課や各支所などに設置しています。また、県ホームページから電子申請による申し込みもできます。

## その他

○ 詳しくは、保健医療課・支所などに設置しているリーフレット「令和4年度被爆二世健診のお知らせ」をご覧ください。  
○ 希望者には被爆二世健康記録簿を渡します。問い合わせは保健医療課または県被爆者支援課へ。  
○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、医療機関などが受け入れを休止する場合があります。

# 11月8日(火)～14日(月)は いい歯の週間

いつまでもおいしく、楽しい食事をとるために

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

11=いい  
8=歯

## 節目歯科健診について

市は40、50、60、70歳の節目年齢の市民を対象に、5000円で受けられる歯科健診を行っています。受診できるのは、令和5年2月末までです。この機会にぜひ受診しましょう！

※対象者には5月末に個別に受診券を送付しています。対象年齢の方で、受診券が届いていない方、受診券を紛失された方は、保健医療課へ連絡してください。受診券を交付します。

県は、広く歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、積極的な歯科疾患の予防を促進するため、11月8日(火)を「いい(11)歯(8)の日」および11月8日(火)から14日(月)を「いい歯の週間」とし、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

いつまでもおいしく、楽しい食事をとるためには、口の中の健康を保つことが大切です。気軽に相談できる「かかりつけ歯科医院」を持ちましょう。

歯科医師と歯科衛生士などが訪問して健診を行い、必要な方には訪問歯科診療や口腔ケアを行います。

## 自宅で治療が受けられます

# 訪問歯科診療・口腔ケア

問い合わせ  
在宅歯科診療センター ☎52-5285

## 対象

歯科診療所への通院が困難な在宅寝たきり障害者および65歳以上の在宅寝たきり高齢者

## 料金

健康保険の自己負担割合に応じた負担が必要

## 申し込み

月曜日から金曜日までの9時30分から12時までに在宅歯科診療センターへ。  
※留守番電話につながった場合は、電話番号と名前を伝えてください。折り返しセンターから連絡します。

「歯が悪いのに体が思うように動かず、歯医者に行くのが大変…」と、治療をあきらめていませんか？まずは相談してください。

